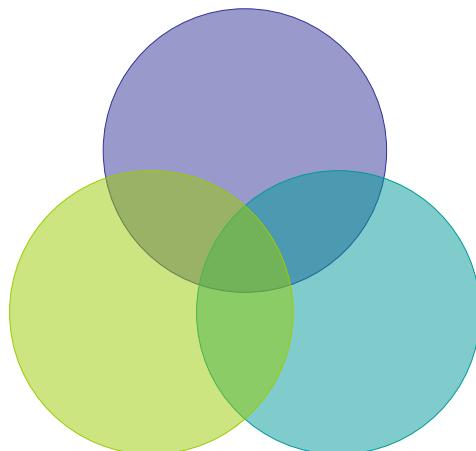


当尾の郷会館

CREATION PROJECT (創造事業)

[第4期募集要領]



木津川市

目 次

1 概要	1
2 募集内容	2
(1) 対象者	2
(2) 募集数	2
(3) 使用場所	2
(4) 使用期間	2
(5) 使用料	2
(6) 使用条件	3
(7) 注意事項	3
(8) その他	3
3 応募方法	4
(1) 応募方法	4
(2) 応募期間	4
(3) 応募先	4
4 応募に関する質疑応答	5
(1) 提出期限	5
(2) 提出方法	5
(3) 回答方法	5
(4) 回答日	5
(5) その他	5
5 選考方法	6
(1) 選考方法	6
(2) 選考結果	6
(3) 選考委員	6
(4) 選考スケジュール（予定）	6
当尾の郷会館概要	7
当尾の郷会館 CREATION PROJECT（創造事業）第4期申込書	14
当尾の郷会館 CREATION PROJECT（創造事業）に係る質問書	15
当尾の郷会館 CREATION PROJECT 製作室利用者の選考について	16

1 概要

当尾の郷会館は、平成24年3月末に閉校した旧当尾小学校です。

今も地域のシンボル的存在であり、毎年、地元の当尾夏まつりや文化祭等、地域主体のイベントが開催されています。また、社会教育施設として貸館等を行っており、地元の方が運営業務を担っています。

また、当尾地域では、平成24年11月に「木津川アート2012」が行われており、今も当時のアート作品の一部が、地元の方々の生活に溶け込んでいます。

そこで、木津川市では、平成30年度から「当尾の郷会館 CREATION PROJECT」を立ち上げ、当尾の郷会館の利活用、更には地元住民との交流機会の創出のため、当尾の郷会館の一部を芸術家（グループ）に「制作場所」として提供することにより、自然豊かな環境の中での独創性のある活動を支援しています。

これまで8組の芸術家にご利用いただいており、令和2年2月には、当該芸術家が発起人となり、当尾地域にお住いの延べ54名の方にボランティアスタッフとしてご協力いただきながら、現代アートの展覧会「とおのおと」を盛大に開催することができました。

今回、木津川市は、これまで育んできた当尾地域における交流の輪が途切れることのないよう、「当尾の郷会館 CREATION PROJECT（創造事業）第4期」として、当尾の郷会館を制作場所として使用される方（グループ）を新たに募集します。

自然豊かで歴史ある当尾地域での制作活動にご興味のある方は、是非「当尾の郷会館 CREATION PROJECT」にご応募ください。

※ 「CREATION=創造」には、活動される芸術家等だけでなく、当尾地域で目指している地域力の創造の意味を含めています。

2 募集内容

(1) 対象者

当尾地域との交流をはじめ、地域に根ざした活動に意欲のある方。

※ 芸術のジャンルは問いません。

※ 木津川市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

(2) 募集数

5組（個人、グループを問いません。）

(3) 使用場所

当尾の郷会館3階の「制作室1」「制作室2」「制作室3」「制作室4」「制作室5」の5室。

※ 各部屋の面積は、次のとおりです。

制作室1 4.2 m²

制作室2 4.2 m²

制作室3 4.6.9 m²

制作室4 4.9 m²

制作室5 4.9 m²

※ 施設の概要については、「当尾の郷会館概要」（7～13ページ）をご確認ください。

※ 申込みに当たり利用を希望される制作室を選択していただきますが、利用者の決定後、1つの制作室に複数の申込があった場合は、利用者に連絡の上、調整させていただく場合があります。

※ 当尾の郷会館3階は特定者のみの利用が可能であり、原則利用芸術家以外の進入はできません。

(4) 使用期間

令和8年4月1日（水）から令和10年3月31日（金）までの2年間

(5) 使用料

無料。

ただし、冷暖房を使用する場合は、1時間当たり200円の使用料が必要となります。

(6) 使用条件

- ①期間中、少なくとも3回以上、地域との交流プログラム（ワークショップ等）を企画・実施すること。
 - ②期間中、少なくとも1回以上、当尾の郷会館での展覧会を実施すること。
 - ③地域住民や来訪者との交流
 - ④SNS等による制作過程や地域情報の発信
 - ⑤当尾の郷会館やその取組み等のPRに努めること。
- ※ 当尾文化祭（1月末頃5日程度）の開催にあたり、地域住民への協力や共同活動に取り組むこと。
- ⑥制作室の清掃をはじめ、共有スペース（廊下等）の美化に努めること。
 - ⑦活動に必要な機材等は使用者が用意すること。
 - ⑧活動に伴って生じる廃棄物については、使用者が自らの責任において適正に処理すること。
 - ⑨施設の設備点検時は、作品・機材等により点検が実施できることにならないように使用すること。
 - ⑩使用期間が終了する時は、使用者の負担により原状復旧すること。
 - ⑪3ヶ月に1回の活動報告の提出
 - ⑫木津川市が活動状況の一部を写真等で記録し、広報やSNS等により情報発信をする場合、記録した写真等の著作権及び広報宣伝のためにそれらを使用する権利は、木津川市に帰属するものとする。

(7) 注意事項

活動にあたり、次の事項に該当すると認められたときは、使用の制限、使用停止又は取消しを行う場合があります。

- ①「木津川市当尾の郷会館条例」及び「木津川市当尾の郷会館条例施行規則」に基づく使用でないとき。
- ②応募した使用目的以外の目的で使用したとき。
- ③応募内容に虚偽の内容が含まれているとき。
- ④宗教活動、政治活動又は営利活動を主たる目的として使用したとき。
- ⑤騒音・振動・悪臭等により、他の利用者又は近隣住民に迷惑を及ぼすと認められるとき。
- ⑥その他、当尾の郷会館の管理・運営に支障があると認められるとき。

(8) その他

使用に関する詳細は、選考後に利用者と事務局とで調整させていただきます。

3 応募方法

(1) 応募方法

次の①～④の必要書類をメール、郵送又はご持参ください。

提出された書類は返却しません。

※ メールに添付するファイルの容量は、合計で8MB以下にしてください。

【必要書類】

①「当尾の郷会館 CREATION PROJECT（創造事業）第4期申込書」（別記様式1）

木津川市ホームページからダウンロードしてください。

②制作室利用についての企画書（書式自由、サイズ：A4）

「利用計画の内容」がわかることとあわせて、「地元との交流」及び「制作室での活動の成果（展覧会等）の計画」についても明記してください。

複数の制作室利用の提案や一人が代表者となって複数で利用する提案も受け付けます。

③自己PR資料（書式自由、サイズ：A4 2枚程度）

最近の活動内容や代表作品がわかる資料を提出してください。

※ 映像資料はDVDで、音源はCDで提出してください。

DVDは、NTSC規格・リージョン2若しくはリージョンフリーとします。

④市町村民税に滞納がないことを示す書類の写し

完納証明書（所管市役所等で発行）

※ 法人化していない団体は代表者個人分を提出してください。

(2) 応募期間

令和8年1月9日（金）～令和8年2月9日（月）正午（必着）

(3) 応募先

【メールの場合】

観光商工課 kanko@city.kizugawa.lg.jp

※ 件名は、「当尾の郷会館CP申込書」としてください。

【郵送、持参の場合】

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110-9

木津川市企画戦略部部觀光商工課 宛て

4 応募に関する質疑応答

(1) 提出期限

令和8年1月19日（月）正午まで

(2) 提出方法

「当尾の郷会館 CREATION PROJECT（創造事業）に係る質問書」（別記様式2）により、電子メールにて観光商工課（kanko@city.kizugawa.lg.jp）に提出してください。

電子メールの件名は、「当尾の郷会館C P質問書」としてください。

(3) 回答方法

質問者に対し、電子メールにより回答します。また、質問者に回答後、市ホームページにおいて内容を掲載します。

(4) 回答日

随時回答します。

(5) その他

制作室の見学を希望される場合は、観光商工課へご連絡ください。

5 選考方法

(1) 選考方法

1次選考 書類選考

2次選考 面接選考

※ 2次選考の日時及び場所は、対象者に別途通知いたします。

(2) 選考結果

すべての応募者に対し、文書で通知します。

なお、選考の結果、応募者が募集数に満たない場合は、再度、募集することとします。

(3) 選考委員

当尾地域代表者、木津川アート関係者等で構成する選考委員会が選考を行います。

(4) 選考スケジュール（予定）

令和8年 2月 9日（月） 応募期限

令和8年 2月 20日（金） 1次選考結果発送

令和8年 3月上旬 2次選考（面接選考）

令和8年 3月下旬 2次選考（面接選考）結果発送

令和8年 4月 1日（水） 利用開始

【お問い合わせ】

木津川市企画戦略部観光商工課（担当：垣内・小西）

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110-9

電話：0774-75-1216（直通）

FAX：0774-72-3900

E-mail：kanko@city.kizugawa.lg.jp

当尾の郷会館概要



設置目的	市民相互の交流や地域活動を促進し、体力の増進や生涯学習の振興を図るとともに、福祉の増進、ゆとりのある市民生活に寄与する施設
所 在 地	木津川市加茂町辻下垣外 16番地
敷地面積	5,856.55 m ²
建築面積	1,322.217 m ²
延床面積	2,565.741 m ² (利用可能面積 1,593.34 m ²)
構 造	鉄筋コンクリート造

<一般利用料金（1時間あたり）>

利用施設	使用料	利用施設	使用料
会議室	100円	体育館	300円
研修室（1室あたり）	200円	グラウンド	200円
調理室	300円	冷暖房費	200円
工作室	200円		

(備考)

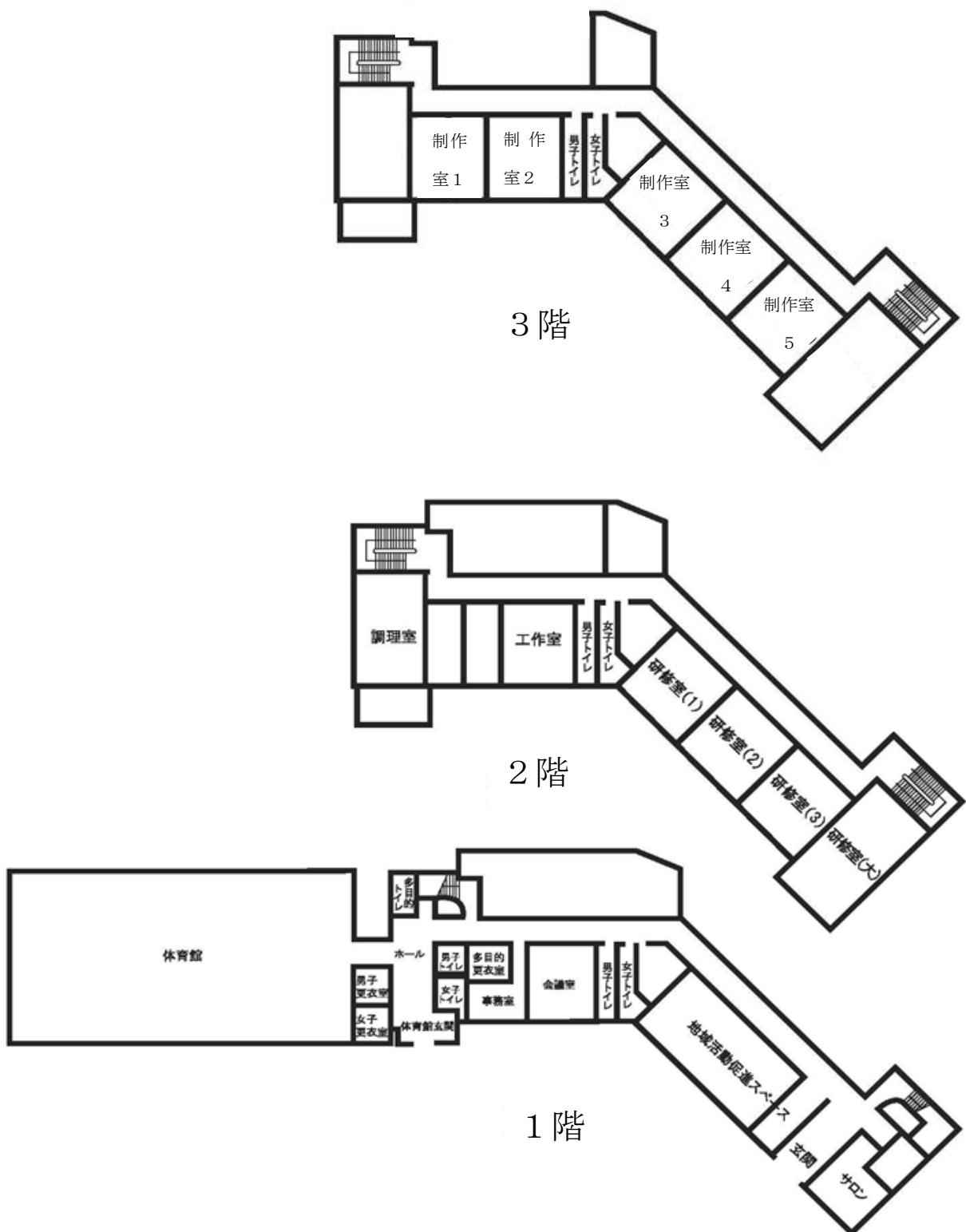
- (1)市外団体等が利用する場合の使用料は、10割増とする。
- (2)商品の展示、販売及び営利を目的として利用する場合の使用料は、10割増とする。
- (3)利用時間において、単位時間未満の端数時間がある場合は、端数時間をそれぞれの単位時間とみなす。
- (4)調理台1台につき、ガス・水道使用料として200円を加算する。

<その他>

- ・駐車場あり
- ・1階サロンで公衆無線 LAN 「KYOTO Wi-Fi」「Japan Free Wi-Fi Kyoto」 利用可能

<平面図>

今回募集するのは、3階の制作室1～5となります。



<制作室の現状>

※ 机等の備品は取り除きますが、必要であればご利用いただけます。

○制作室 1

室内



窓からの景色



○制作室 2

室内



窓からの景色



○制作室 3

室内



窓からの景色



○制作室 4

室内



窓からの景色



○制作室 5

室内



窓からの景色



(別記様式1)

当尾の郷会館 CREATION PROJECT（創造事業）第4期申込書

木津川市長 谷口 雄一 宛

当尾の郷会館 CREATION PROJECT（創造事業）第4期について、次のとおり
関係書類を添付して申し込みます。

申込日	令和8年 月 日
氏名	※グループの場合は、名称及び代表者名を記入してください。 また、構成員の名簿を提出してください。
住所	〒 ※グループの場合は、主たる事務所の所在地を記入してください。
電話番号	※日中連絡のとれる番号を記入してください。
利用希望制作室	希望する制作室の□に✓を記入してください。 <input type="checkbox"/> 4.2 m ² の制作室 <input type="checkbox"/> 4.6.9 m ² の制作室 <input type="checkbox"/> 4.9 m ² の制作室 <input type="checkbox"/> どの制作室でも良い <input type="checkbox"/> () m ² と () m ² の制作室 2室 ※ () 内に面積を記入してください。
添付書類	次の書類を添付してください。 ①制作室利用についての企画書 (書式自由、サイズ：A4) ②自己PR資料 (書式自由、サイズ：A4 2枚程度) ③市町村民税に滞納がないことを示す書類の写し

(別記様式2)

当尾の郷会館 CREATION PROJECT（創造事業）に係る質問書

令和8年1月 日

当尾の郷会館 CREATION PROJECT（創造事業）への申込に際して、次の項目を質問します。

質問項目	質問内容
質問者名	
電話番号	
メールアドレス	

当尾の郷会館 CREATION PROJECT 製作室利用者の選考について

1 選考方法について

(1) 1次選考

1次選考は、書類選考とする。

提出書類に不備がないか確認し、提出物が揃っていれば2次選考対象とする。

ただし、募集要領に記載している内容に適さない場合は、その企画提案は受け付けない。

(2) 2次選考

2次選考は、面接選考とする。

面接の結果、総合点数が60点を超え、かつ総合点数の高い応募者から順に利用候補者とし、選考委員による協議により選定する。

なお、応募者が募集数以下の場合も、選考委員による協議により選定する。

2 選考委員について

(1) 1次選考

事務局である観光商工課職員が行うものとする。

(2) 2次選考

当尾地域代表者、木津川アート関係者等で構成する選考委員会で行うものとする。

3 選考基準及び配点について

選考基準及び配点は、別紙1「制作室利用者選考採点表」のとおりとする。

4 選考について

(1) 採点

評価項目の採点は、提出物及び面接により、審査員がそれぞれ別紙1「制作室利用者選考採点表」により行う。

(2) 選考委員の持ち点

選考委員の持ち点は、均一とする。

(3) 順位の決定

別紙2「制作室利用者選定採点集計表」により、各選考委員の採点を合計した総合点数により順位を決定する。

(別紙)

制作室利用者選考採点表

受付番号	
審査員番号	

選考は、提出物および面談により、以下の評価項目に基づき実施する。

評価点数の満点は 50 点とする。

(評価点)

10 点：非常に優秀、8 点：優秀、6 点：普通、4 点：やや劣る、2 点：劣る

評価項目	評価点	確認用
①利用計画について		
②地元との交流について		
③利用成果の内容について		
④人柄について		
⑤その他 特徴的な内容について		
計		

(別紙2)

制作室利用者選考採点集計表

受付番号	
------	--

評価点数の満点は、ひとり5項目各10点 50満点。

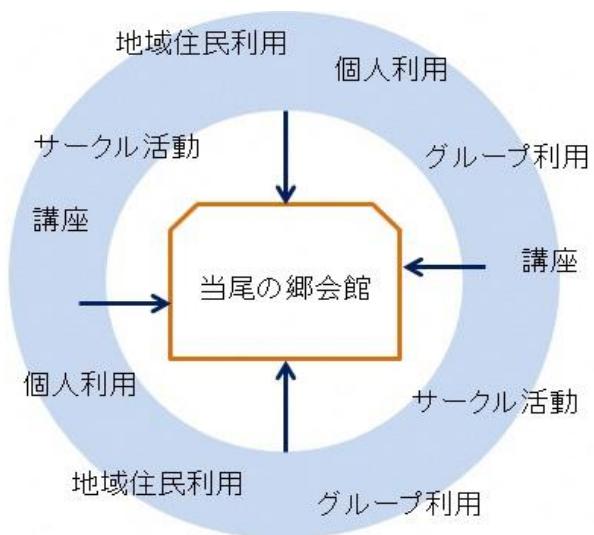
(評価点)

10点：非常に優秀、8点：優秀、6点：普通、4点：やや劣る、2点：劣る

審査員 評価項目	1	2	3	4	5
①					
②					
③					
④					
⑤					
小計					
確認	<input type="checkbox"/>				
合計		順位	/	確認	<input type="checkbox"/>

※参考

現在 : 市内を中心とした貸館



これから : 従来の使い方に加え、新たなコミュニティを生み出す貸館

